

# 令和6年能登半島地震からの復興に向けた観光DX化実証事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和6年能登半島地震からの復興に向けた観光DX化実証事業業務委託

## 2 業務の趣旨・目的

令和6年能登半島地震により、能登地域を中心に交通インフラや観光地の多くが大きな被害を受け、従来の紙媒体による観光マップやガイドブックなどの観光資料では、日々変化する被災地の観光情報を正確に発信することができないことから、震災からの復旧、復興に向けては、デジタル技術を活用した迅速かつ正確な情報発信が求められている。

また、今後、本件の観光産業の持続、発展を図るためにはデジタル技術を活用した観光DXの推進が必要となっている。

このため、（公社）石川県観光連盟では、能登地域を中心にデジタルマップをインターフェースとしたデジタルプラットフォームを構築し、情報の登録や発信など通じた観光DX推進の実証事業を実施する。

実証期間中は能登地域での実証を実施し、将来的には石川県全域に展開することを想定している。

（定義）

- ・「事業者」とは、能登地域において店舗を構え事業を営むものを指すものとする。
- ・「能登地域」とは珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町を指すものとする。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（月）まで

## 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、石川県観光連盟（以下、「連盟」という。）と協議の上、実施すること。

### （1）デジタルマップの構築

①デジタルマップへの登録スポットの情報収集および登録

- ・デジタルマップはボールドライト株式会社が提供する「Platinumaps」を使用するもの

とする。

・下記観点でデジタルマップ利用者（以下「利用者」という。）の利便性が向上することを念頭にそれぞれ重点登録項目を設定することとする。

イ. 主要交通手段を利用した現地までの詳細な移動経路（自家用車・鉄道・バス・空港）

※経路に関してはのと里山空港、小松空港、金沢駅からの経路は必ず網羅すること

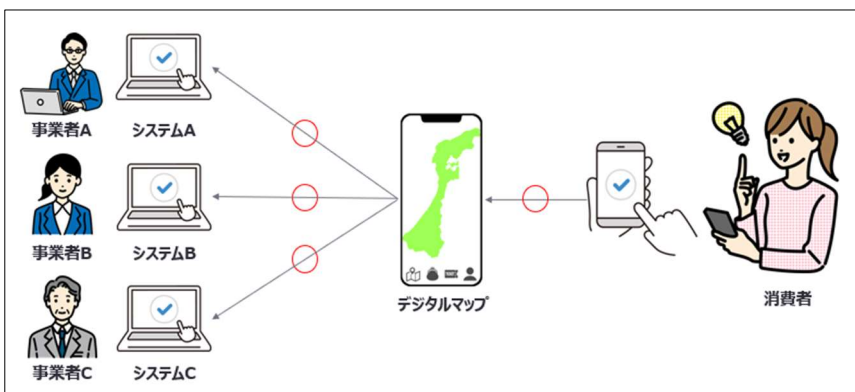
ロ. 現地で営業を再開している飲食店・店舗・観光地等の情報

ハ. 宿泊が可能な施設

また、上記イ、ロ、ハの他に必要な項目を設定することも可

※各スポットに宿泊や体験予約、通信販売での購入等のリンクを設定し、利用者の具体的な行動に結びつく動線（URL）を盛り込むこと。

（動線イメージ）



（リンクボタンイメージ）



・掲載内容は以下の条件を盛り込むこと

イ. 写真（観光地の場合はカメラマンが撮影した写真を利用すること）

ロ. スポットの名称

ハ. リード文

ニ. 予約・購入動線のURL

ホ. 住所

ヘ. 料金

ト. 営業時間

チ. 定休日

リ. 電話番号

ヌ. メールアドレス

ル. 公式サイトURL

※項目が存在しない場合は記載がなくても良い

・掲載意思の確認は以下の2通りとする。

イ. 事業者への状況確認および主旨説明後、掲載希望した先

ロ. 事業者より掲載希望の申出があった先

※掲載内容や掲載可否の判断基準に関しては、別途開催する県内市町や関係団体で構成予定の検討会（以下「検討会」という。）を経て決定するものとする。

・また、デジタルマップへの掲載に関しては現地の事業者意向を最優先とし、直接の訪問を含む、被災地域の心情や事業状態に適した負担をかけない方法で行うこと。

なお、本契約締結後には、受託業者において、検討会の意向を踏まえた上で、登録カテゴリを連盟と協議し決定することとする。

## ②デジタルマップを利用したスタンプラリーの実施

・能登地域を周遊するスタンプラリーを1回以上実施、達成者に能登地域特産品等を使用したプレゼントキャンペーンを実施すること。（運営および景品の総額として3,000,000円以内（税込）で見積もりを作成すること）なお、スタンプラリーのシステムはプラチナマップに内包するものであり、システム利用の費用は発生しないものとする。

### 【能登地域特産品の選定基準】

・能登地域特産品に関しては能登地域にゆかりのあるものとし、下記のいずれかの要件を満たしていること。

イ. 能登地域で生産、製造されている商品

ロ. 能登地域内の事業者が生産、製造している商品

- ハ. 能登地域の素材（食品の場合）を50%以上使用している品
- ニ. 能登地域の伝統技術を使用している品（工芸品の場合）
- ホ. 今後能登地域への訪問が期待できる商材（宿泊券等）

#### 【注意点】

- イ. 特定の生産者、製造者に偏ることなく選定すること
- ロ. 選定する能登地域特産品は1事業者あたり1商品とすること
- ハ. 品質及び数量の面において安定供給が可能であること
- ニ. 申請者からの申し込みに対応が可能な体制が構築されていること
- ホ. 食料品については、発送手段等を考慮すること。生鮮食料品が（鮮度が高く要求されるもの）については、適切に申込者の手元に届くように配慮すること。
- ヘ. 公序良俗に反するものなどの不適切な業者を対象としないこと。

#### ③「tabiwa by WESTER」との連携

- ・西日本旅客鉄道株式会社が運営する「tabiwa by WESTER」にて、（公社）石川県観光連盟と株式会社日本旅行が奥能登商材の掲載を予定しており、掲載された際は本件デジタルマップにリンクを掲載するなどの連携を実施すること。

※掲載商材が発生した場合は（公社）石川県観光連盟より連絡する。

#### （2）デジタルマップの発信・周知

##### ①ターゲット設定の提案

統計データや旅行者データ等を元に、環境分析を行い、エビデンスに基づく、誘客ターゲットの仮説を設定すること。

- ・ターゲット設定にあたり、年代、性別、居住地域は必ず設定すること。なお、より詳細な情報（旅行形態、趣味嗜好、価値観等）を設定することも可能とする。

##### ②利用者に起こしてもらいたい行動変容

本業務において、利用者に起こしてもらいたい行動変容は下記のとおりとする。

- ・デジタルマップの情報を閲覧し、現地への訪問を決定する。
- ・訪問しない場合は、寄付やふるさと納税、現地の特産品を購入するなどの支援行動を起こす。

##### ③ターゲット見直しの提案

設定したターゲットに対して情報発信を行った結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデ

一々の蓄積があった場合は、その根拠とともに連盟に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

#### ④受託者による情報発信運用計画の作成

・次に掲げる事項を盛り込んだ「情報発信運用計画」を作成し、契約締結後、速やかに連盟に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

##### 【情報発信運用計画に盛り込むべき事項】

イ. 本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。設定したカスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 情報発信手法（インターネット広告、SNS広告、雑誌広告等）

B) 各情報発信（上記A）の経費配分のバランス方針

C) 各情報発信（上記A）の具体的な運用方法

D) 運用スケジュール（後述（4）参照）

ロ. 事業期間を通じた情報発信の運用方針

ハ. 情報発信の効果検証及び運用の見直し方法

ニ. 目標設定（前述（2）参照）

その他必要な事項

費用の内訳は下記の通りとする。

・雑誌広告等（アナログ媒体）：3,000,000円以内（税込）

・SNS広告等（デジタル媒体）：2,000,000円以内（税込）

上記に留意し、運営費を含み5,000,000円以内（税込）で見積りを作成すること。

#### ⑤情報発信の運用管理

・運用については、自発的な情報発信を通して多くの人に拡散され、注目を浴びる仕組みを提案することとする。

・情報発信は、さまざまな手法を用いて、設定したターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。

・SNS広告については、石川県観光連盟が保有するアカウントと連携して広告の掲載を行うこと。

・情報発信期間は令和7年1月31日（金）までとする。

・透明性確保、費用対効果の明確化のため、情報発信費用のうち、情報発信媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

・発信に関しては、常に現地感情を意識し、慎重に行うこと

## ⑥効果測定、改善

・本業務で行う情報発信のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（年代、性別、居住地域や趣味嗜好等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告等におけるキーワード等設定の見直しについて、連盟に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を行うこと。

・情報発信の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、情報発信開始後、1月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、連盟に報告すること。

・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

・連盟から運用の見直し等の提案をした場合、協議の上、見直しを行うこと。

・月次報告に加え、業務委託期間の中間時点で、それまでの情報発信結果等をまとめた中間報告書を作成し、提出すること。

・中間報告書には、本事業の業務内容には含まれていないものの、本業務の目的を達成するために、より効果的と判断できる、情報発信手法等（例：クリエイティブ制作等）があれば提案するものとする。

## （3）デジタルマップ運営事務局の運営

### ①問い合わせ対応窓口の設置

利用者および事業者からの問い合わせに対応するための専用電話および回線およびメールアドレスを、委託契約後速やかに設置し、令和7年2月28日（金）まで原則平日の9時から17時まで問い合わせに対応すること。

### ②掲載希望先への対応

掲載希望があった場合は検討会で定めた登録基準に基づき掲載を判断。

掲載が可能な場合は登録情報を取得し、デジタルマップに反映させること。

### ③ 掲載内容の修正

利用者から掲載内容について問い合わせがあった場合には、事業者に登録内容について確認し、相違がある場合は適宜修正を行う。事業者から連絡があった際も同様の取り扱いとする。

### ④ 検討会の運営補助・事業終了後の自走化提案

検討会運営の際の補助や、本件事業終了後も各市町やDMO、事業者が自身で情報の更新を実施できる体制の提案を行うこと。

#### (4) 目標の設定

本件においては以下の目標を設定することとする。

##### 【K G I】

デジタルマップの閲覧数

250,000 P V

##### 【K P I】

① 登録コンテンツの閲覧数

1,000 P V / コンテンツ

② 登録コンテンツ数

250箇所

(内訳)

・ 移動経路

20箇所

・ 観光地

60箇所

・ 飲食店

70箇所

・ 宿泊施設

30箇所

・ 店舗

70箇所

・ 上記以外に本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値があれば具体的に設定すること。

- ・ KPIの進捗については、週に1回以上週次報告書としてとりまとめを行い、連盟に報告すること。

- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

※登録コンテンツ数はあくまで目安であり、現地の状況や検討会の意向によって内訳が変更となる可能性がある。

※最優先すべきは現地の事業者の意向と住民の感情である。（あくまで、利用者を受け入れしても良いという事業者、地域のみ登録すること）

## **(5) その他留意事項**

- ・ 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

- ・ 被災地域への配慮

本件に関しては地域への配慮を最重要視しているため、被災地域の事情に精通し、事業者と対面で業務を実施できる人員を複数名配置すること。

- ・ WEBサイトのアクセス解析について

Google Analytics4等を活用し、本施策におけるウェブサイトの目標設定を行うこと。最終レポートで、その結果についての分析・改善策を必ず記載すること。

- ・ WEBサイトの解析に用いるアカウントについて

Google Analytics4、Google タグマネージャーについては、利用方法を連盟と協議の上、原則サイト内に導入済みのアカウントを利用すること。

- ・ 適正なデジタルプロモーションの実施

広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、石川県のブランド毀損となる場所への広告掲載を避け、適切なツールを採用するなど、可能な限り対策を講じること。

- ・ 事業費の内訳（下記項目を基に見積を作成すること）

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ①本業務の登録スポットの設定および登録 | ：5,000,000円以内（税込） |
| ②事務局設置・運営費用         | ：2,000,000円以内（税込） |
| ③広告費                | ：5,000,000円以内（税込） |



- ④データ集計・分析費用 : 2,000,000円以内 (税込)
- ⑤スタンプラリー実施 : 3,000,000円以内 (税込)

※すべて、運営費や人件費、消費税も含むこと

## 5 他事業との連携

(1) 石川県公式観光ホームページ「ほっと石川旅ねっと」との連携  
旅ねっとの受託事業者と連携し、サイトアクセスデータ等も活用し、情報発信手法の再検討や効果検証を行うこと。

## 6 成果物及び提出物

情報発信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

- (1) 本業務にかかる効果検証分析レポート
- (2) 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案を提案
- (3) 観光庁への報告資料

## 7 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 8 その他業務実施上の条件

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。

(3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は連盟に帰属することとする。

(4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、連盟と十分協議すること。